

報 告

日本天文学会理事長

宮本正太郎殿

昭和45年9月10日

ワーキング・グループ

当ワーキング・グループは、日本天文学会定款改訂のための実務問題について検討の結果、以下の諸点で合意に達し、運営検討委員会答申の定款案（付記を参照下さい）を実施に移すことが可能であるとの見通しを得ましたので、報告します。

支部について

- 1) 支部において経常的事務を分担する。
- 2) 支部に支部活動の根城を作る。
- 3) 以上を基調として支部の整備案・青写真を作り、同意が得られれば（新体制のもとで）2～3年の Time scale で実施していく。

本部事務について

- 1) 支部への事務分散を含め、実務担当理事の負担軽減をはかる。
- 2) 理事および委員のなかでの仕事の分散をはかる。具体的な任務分担は、任に当るものが適宜きめる。
- 3) 本部事務の合理化をはかる。

以上

(付記) 定款案について

次の2点を削除する。（文案上の細かい操作は、運営検討委員会で検討）

- 1) 評議員・理事の不信任条項（40, 41条, 細則削除等）
- 2) 評議員会が、**本会の事業の推進にあたる**とした部分（第33条）

天文学会定款改訂の実施に向けて

作業グループよりの報告

1. はじめに

本年春の通常総会では運営検討委員会から答申された定款について、答申通りに実施すべきであるとする運営検討委員会と、実務上に問題が多く実施は困難であるとの実務担当理事との間に、意見の不一致が明らかとなり、答申の精神を尊重しつつ、秋の年會までを目標に合意点を探す努力をつづけることになった。総会での申し合わせの精神に従って作業グループが発足することになったが、その作業のすすみ具合については運営検討委員会よりの報告（天文月報7・8月号）を参照されたい。

作業グループでは具体的な検討をすすめた結果、9月10日の会合で実務問題および定款案についての合意点がえられ、新定款案による学会新体制への移行の見通しが得られるに至った。ここではこれまでの経過と当面の間

題について報告するが、移行に当っては実務の分担をふくめた支部の協力が前提となっていることを強調して、全会員諸氏の積極的な協力を期待したい。

2. 経 過

具体的作業の始まった7月9日の作業グループの会合（天文月報8月号参照）から後の経過を簡単にまとめる。この日の会合では、①学会、実務問題検討のため、菊池、海部両運営検討委員が学会事務所において具体的な作業に入る。②支部および支部活動のイメージをはっきりさせるため、各理事、とくに支部理事に検討を依頼する、という2点が決まり、その後、約2ヶ月間この方針にそって検討がすすめられた。

9月1日には運営検討委員会が開かれ、上記の問題および今後の学会改革のすすめ方についての検討が行なわ

れた。結論として、

(1) 実務問題については本部事務の合理化、分担による負担軽減によって、新定款案による学会運営は可能である、との菊池、海部両委員の報告が了承された。

(2) 支部活動については、各支部ともまだ具体的イメージを持つまでに至っていない。また、支部によって状況も異なるが、通常会員を含めた具体的検討の努力が始められた、との各支部からの報告が交換された。

(3) 定款および細則案について、春の総会以後問題になった点について検討の結果、次の2点を削除することとなった。

第1点 評議員、理事の不信任条項（定款案、第40、41条および信任投票施行細則）

第2点 評議員会の任務（第33条）のうち、“本会の事業の推進にあたる”という部分。

以上のうち、ここでは定款案の修正について若干説明しよう。第1点に関しては、不信任条項は公選制に伴う当然の規定ではあるが、このようなチェック機構は公選制度そのもので相当程度保障されること、また、この条項が適用される機会はほとんどないであろうことから、この規定を撤廃しても支障はないと予想される。第2点についていえば、社団法人における法定理事の責任制は民法上保障されたものであり、それにたいし、評議員会は審議機関としての性格をはっきりしている。したがって、“評議員会が……、本会事業の推進にあたる”との表現は理事の権限との関係について疑問を抱かせるおそれもある。以上が撤廃の理由である。もちろんこれによって学会活動をすすめるに当たって公選された評議員の責任の重さは軽くなるものではない。

9月10日には第3回作業グループの会合がひらかれ、運営検討委員会の9月1日の議事録にもとづいて、まとめの検討が開かれた。その結果、実務問題、支部、定款案に関して原則上の合意がえられ、理事長に別掲の報告が提出された。具体化にあたっての諸問題については次項でのべるが、理事会での議題となった秋の年會に臨時総会を開くか、あるいは説明会をするか、についてひとことのべておきたい。

運営検討委員側は学会改革早期実現という立場から具体化の作業をいそいで、可能であれば臨時総会において定款案を上程する、また、手続き上、困難であるという場合でも、合意に達した経過を報告し、今後の進め方の方向について承認をえておきたい、との希望をのべた。それにたいし、理事側委員は合意点を前提とする新定款案の実施には支部の協力態勢が必要で、この点の了解工作がまだ十分でない現状では、上程は無理であるし、臨時総会を開くことも、9月12日の時点ではすでに手続き上困難であること、また今後の具体化の作業に硬直をも

たらずおそれもあるから避けた方がよい、との意見を出した。

9月12日の理事会では作業グループの報告が了承され、また臨時総会については、作業グループでの討論を検討した結果、理事長の責任において、

① 新定款移行への段取りを明らかにすること。

② 作業グループを中心として経常的事務の移管をも考慮した支部の整備、再編成の具体化の作業を早急にすすめること、

という点を了解の上、説明会をすることになった。

3. 具体化にあたっての問題点

以下に述べる問題点は、作業グループで検討したもので特に支部の機能と活動に重要な関連をもつものである。“支部”に関する討論は各地で行なうことが必要であり、理事が主体となって討論を組織して頂きたいが、その際には、現在までのところ交流が十分でない通常会員との接触を是非はかって頂きたい。また会員諸氏も“支部”に関する意見を積極的に提出し、討論に参加して欲しい。

新定款実施に対して、実務担当理事側から実行上困難な問題点が多いとされていたことは、要約すると、

① 新体制に移行した場合、当然新しい活動が予想されるが、それを消化できる体制が全然できていないこと、

② 現在の本部事務、とくに担当理事の負担の軽減をはからなければ、新体制に伴う事務量の増大に対処できないこと、
の2点にしばられる。

①についていえば、新定款が発効してまず考えねばならぬことは、教育者・同好者の活動であろう。これら主としてA会員を対象とする活動は、会員の性格・人数などから考えて、まず地域的なグループを組織してゆくことが最も有利かつ効果的と考えられる。そのためには支部の役割が“年會の世話をする”といった今までの観念から大きく脱皮して、新しくA会員の活動センターの性格をもったものに整備されねばならない。したがって支部のきめ方は従来のいきがかりにとらわれず、人的交流、会員数などの実情を考慮して、柔軟な地域割を考えるべきであろう。

なお、これまで運営検討委が何度も強調してきたように新しい学会活動は、会員の自主的活動でなければならず、単なるサービスを期待し、一部役員に過重な負担のかかることは絶対に避けねばならない。従って新しい支部は経常的業務をもち、その業務は内容に応じてA会員とB会員によって分担運営されてゆくであろう。また学会の財政が近い将来飛躍的に好転することは期待できな

いので、新しい学会活動に際して必要な経費も新しい活動に参加する会員が自主的に解決することを原則とする。

次に②について現在2通りの考え方がだされている。第1の考え方は、本部事務の合理化をはかると共に、現在の事務室の弱体は事務職員の待遇が劣悪なことに最大の原因があるとし、待遇と事務所の環境の改善を行なって事務室を強化し、経常的事務は事務員で処理する体制を目指すべきだというものである。

これに対して第2の考え方は、事務室の強化といっても、有能な事務職員を確保することは経済的な面の解決だけで出来ることではなく、現今の社会状態を考えると難しいと判断し、本部の経常的事務を支部へ分散するというものである。例えば会費徴集を支部で行なうことにすれば、本部の事務負担が軽減されるばかりでなく、支部が常に会員の動静を把握でき、支部活動にも有利である。

第1案の問題点としては、人件費の支出増によって大幅の会費値上げを伴う可能性の大きいこと、および適当な事務職員を本当に確保できるか、ということがある。

第2案の問題点は、各地に処理するだけの力量があるか、本部と支部の意思の疎通は大丈夫か、学会本部の会計の責任は十分にとれるか、徹底しなかった場合にかえって繁雑にならないか、また長期的観点からみて研究者の負担増を招き逆行にならないか、という点にある。現在の実務担当理事は「第1案は理想的であるけれども非常に難しく、数年以内の実現はとて見込はない」と判断しており、例えば第2案のような経常的事務の支部への移管を新定款実施の基本的な条件として主張している。

上記のような支部活動の中心となる場所を、研究機関以外に求めることは、現在のところかなり困難であろう。そこで会員の連絡先としては研究機関に属する理事がなり、支部委員が適宜集まって経常的事務および支部活動に関する問題を処理するという形で出発することができないであろうか。事務を処理するために集る場所は何も研究機関に限ることはなく、適当に都合のよい場所

をえらばよい。そしてそこに一般の会員も集って、話し合いの場となれば新しい活動の芽が生じるであろう。

また学会会務は本来全会員が負担すべきもので、特定の地域の会員に集中することはできるだけ避けねばならない。このような見地からすると、現在本部に集中している仕事のうち、支部で処理できるものは、できるだけ分散をはかるべきであろう。これらのなかには、欧文報告・天文月報の編集発行、予稿集・プログラムの編成をふくめた年会の開催などがある。特に天文月報については、同好者・教育者の積極的な参加が期待され、それらの人による特定頁の編集が考えられよう。もちろん、これらの仕事は、内容により引きうけることの可能な支部が限られる場合もでてくるが、それはそれとしてまず雑誌の発行を関東、関西、東北あたりの持ち回りとするように出来ないものであろうか。

なお新しい“支部”づくりは出来るだけ早く行なわれねばならない。もちろん会員数の少ない地域が、新定款発効の当初において支部結成に至らなくてもやむを得ないが、関東、関西、東北あたりは他の範となる支部を組織して、学会会務の分担を受け入れる態勢をつくらねばならない。そして新体制移行後2年以内には、新しい酒(新定款)を入れる新しい革袋(実務組織)が完全に整備されることが望ましい。もちろん細部の点で実施されていない部分があるかもしれないが、少なくとも方針は決まり、後はスケジュールに従い具体化するだけという段階までには必ず進んでいなければならない。その意味で、新体制発足後第1期の役員には、事務処理・支部活動のパターンを確立しなければならない重大な任務が課せられている。

これまで述べたことは作業グループにおける討論であるが、これをもとに各地で建設的な議論の行なわれることを切望する。

作業グループの構成は、東京在住者に偏っていたが、上記のことに関する今後の議論には不適當であろう。各地の意見をどう反映させたらよいか、メンバーの構成を含めて工夫が必要と思われる。